

教育委員会会議録

(定例会)

平成29年5月25日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | | |
|---|---|---|--------------------|---------|--|
| 1 | 期 | 日 | 平成29年5月25日(木) | | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | | |
| 3 | 開 | 会 | 午前9時30分 | | |
| 4 | 出 | 席 | 委 員 長 | 大 谷 幸 男 | |
| | | | 委 員 | 平 澤 奈 古 | |
| | | | 委 員 | 野 上 武 利 | |
| | | | 委 員 | 武 田 ちあき | |
| | | | 教 育 長 | 稲 葉 康 久 | |
| 5 | 欠 | 席 | 委員長職務代理者 | 石 田 有 世 | |
| 6 | 議 | 場 | に出席した者 | | |
| | | | 副教育長 | 細 田 眞由美 | |
| | | | 理事 | 久保田 章 | |
| | | | 管理部長 | 矢 部 武 | |
| | | | 学校教育部長 | 平 沼 智 | |
| | | | 生涯学習部長 | 竹 居 秀 子 | |
| | | | 中央図書館長 | 利根川 雅 樹 | |
| | | | 管理部参事兼教育総務課長 | 西 林 正 文 | |
| | | | 学校教育部参事兼教職員人事課長 | 渡 邊 祐 子 | |
| | | | 学校教育部参事兼高校教育課長 | 大 竹 実 | |
| | | | 学校教育部参事兼館岩少年自然の家所長 | 高 後 仁 | |
| | | | 教育財務課長 | 栗 原 章 浩 | |
| | | | 学校施設課長 | 中 村 和 哉 | |
| | | | 学事課長 | 小 椋 和 彦 | |
| | | | 青少年宇宙科学館長 | 井 出 浩 史 | |
| | | | 中央図書館管理課長 | 酒 井 雅 之 | |
| 7 | 会 | 議 | 録署名委員 | 武 田 ちあき | |

8 議事等の概要

- 大谷委員長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記 いらっしゃいません。
- 大谷委員長 本日の会議録の署名委員は、武田委員にお願いいたします。
ここで教育長から発言があります。
- 教育長 本日の会議に、議案第74号「さいたま市立小学校における教員の
指導の事実等に関する第三者調査委員会条例を廃止する条例の制定
について」を追加提出いたします。
- 大谷委員長 本日の議案のうち、議案第69号、70号、72号から74号まで
は議会に係る案件、71号は人事案件であることから非公開とす
ることをお諮りしたいと思います。委員の皆さんいかがでしょう
か。
- 各委員 <異議なし>
- 大谷委員長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申
上げました議案は非公開といたします。
本日の会議の順番ですが、公開であります報告第4号、その他、非
公開議案であります議案第69号、70号、74号、71号から73
号までの順に審議を行うことといたします。
- 報告第4号 さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規
則について
- 大谷委員長 それでは、教育長の報告を行います。
- 教育長 報告第4号「さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一
部を改正する規則について」は緊急に処理する必要があると認めら
れ、かつ、教育委員会会議を招集するいとまがないことから、改正前
のさいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定
により、臨時代理いたしました。よって御報告します。
- 大谷委員長 それでは、報告第4号につきまして、事務局から説明をお願いしま
す。

教職員人事課長

議案書を御覧ください。

まず、教育長による臨時代理の経緯について御説明させていただきます。このたび、特殊勤務手当のうち教育業務連絡指導手当を支給する上で規定の不備が判明したため、さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則を改正する必要が生じました。この規則の改正にあたっては、あらかじめ人事委員会と協議する必要があり、議案書にありますとおり、5月9日に人事委員会から回答をいただいたところでございます。また、4月分の特殊勤務手当は、給与支給日であります5月19日に支給する必要がありましたので、人事委員会との協議後、緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがなかったため、教育長の臨時代理により、さいたま市教職員の特殊勤務手当に関する規則を改正したものです。

次に、改正の内容について御説明させていただきます。第3条第1項第2号についてですが、高等学校の学科主任について、権限移譲後も教育業務連絡指導手当の支給対象とするため規定を整備いたしました。また、第3条第2項についてですが、教育業務連絡指導手当の額について、権限移譲後も変わらず従事した1日につき200円とする規定を整備したものです。

施行期日は公布の日から、適用期日は平成29年4月1日です。

大谷委員長

手当を200円とする規定が漏れてしまったということですか。それともある主任に手当を付けるべきだったのに付けなかったということですか。

教職員人事課長

200円とする規定が漏れていたということでございます。また、主任には例えば教務主任、学年主任、生徒指導主任、進路指導主任等がございますが、加えて大宮北高等学校には学科主任がありまして、この学科主任が抜けていたものでございます。

大谷委員長

専門学科の主任に1日200円を付けるということですか。これは小中学校も同じですか。

教職員人事課長

小中学校では、学科主任ではなく学年主任に対し、同一の学年が3学級以上ある場合に支給しております。

大谷委員長

今後、こういったことがないよう気を引き締めていただきますようお願い申し上げます。

野上委員

関係法令として掲載されているさいたま市教職員の給与に関する

条例第18条に手当の支給の要件が書いてありますが、「著しく危険」というのはわかりますが、「不快、不健康」というのはどういったことを想定しているのでしょうか。

教職員人事課長

「著しく危険」というのは例えば非常災害時などの緊急業務を想定しております。その他、児童生徒の保護業務、夜間などにおける生徒指導等の緊急業務、修学旅行のような夜間を通しての業務などが支給対象となっております。

理事

一般的にこういった手当は国の制度に準じて規定しており、国全体で見ればそういった危険、不快、不健康な作業を行う職務もあることから法律の記載がそのようになっておりますので、この規則は教育職員を対象とした規則ではありますが、それを引用させていただいているところです。

武田委員

震災時に避難所で水洗が使えないときに、中を流せば使えるということで先生方がそれを行っていたということを知り、イギリスなどは清掃員がやったりするので、日本の学校の先生方は御不快だろうと思われました。そういった様々な状況で様々な事例がありますので、必要な規定であろうと思います。

大谷委員長

それでは、この件は終了といたします。

その他 市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2及び第23条の2の規定に基づく協議の回答について

大谷委員長

続きまして、次第の4「その他」の(1)につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

議案書を御覧ください。

本件につきましては、本年3月30日の教育委員会会議において議決をいただきました内容をもって、文書により、市長への協議をいたしましたところ、それに対し平成29年3月31日付けで市長から同意する旨の回答がありましたことから、今回、御報告させていただくものでございます。

大谷委員長

これは、市長から同意するという回答をいただいたということですからよろしいかと思えます。それでは、この件は終了といたします。

その他 市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2及び第23条の2の規定に基づく協議の回答について

大谷委員長 続きますして、次第の4「その他」の(2)につきまして、事務局から説明をお願いします。

高校教育課長 議案書を御覧ください。この件につきましては、先の教育総務課長から説明がございました件と同様のものですが、こちらは、対象が、小、中、高、特別支援学校の教職員となっております。記載されております事柄につきまして、文書により、市長へ協議をいたしましたところ、市長から回答がございましたので、御報告させていただくものでございます。

大谷委員長 教職員の人事評価を全て同じ基準にしたものでしたでしょうか。

理事 市の人事評価の方法に合わせる改正をさせていただいたということです。

大谷委員長 それでは、この件は終了といたします。

議案第69号 さいたま市立学校設置条例及びさいたま市図書館条例の一部を改正する条例の制定について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第70号 さいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第74号 さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会条例を廃止する条例の制定について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第71号 さいたま市教育委員会指定管理者審査選定委員会委員の委嘱及び任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第72号 平成29年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

議案第73号 平成29年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

9 閉 会 午前11時00分